〇総務省令第

号

地 域 再 生 法 \mathcal{O} __ 部 を 改 正 する 法 律 平 成三十 年 法 律 第

号)の施行に伴い、及び地域再生

法

平 成 + 七 年 法 律 第二 + 匹 号) 第十 七 条 \mathcal{O} 六 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 地 域 再 生 法 第 + 七 条 \mathcal{O} 六 \mathcal{O} 地 方 公 共 寸

体 等 を 定 \Diamond る 省 令 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 省 令 を 次 \mathcal{O} ょ う ĺ 定 \Diamond る。

十年 月

日

平

成

三

総務大臣 野田 聖子

地 域 再 生 法 第 + 七 条 \mathcal{O} 六 \mathcal{O} 地 方 公 共 寸 体 等 を 定 \Diamond る 省 令 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 省 令

地 域 再 生 法 第 + 七 条 \mathcal{O} 六 0) 地 方 公 共 寸 体 等 を 定 8) る 省 令 平 成 二 + 七 年 総 務 省 令 第 七 + Ø) —

部を次のように改正する。

次 \mathcal{O} 表 12 ょ り 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 たをこ れ に 順 次 対 応す る 改 Ē 後 欄 に 掲 げ

る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} ょ う に 改 \Diamond る。

改 正 後

改 正 前

(法第十七条の六に規定する総務省令で定める地方公共団体

第一条 ない市町村、同項第二号に掲げる事業を実施する者について不均一課税をした場合にあって 免除又は不均一課税をした場合にあっては、○・八五に満たない都道府県又は○・九三に満た のの三分の一の数値が、法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業を実施する者について課税 政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値を合算したも に公示された日に限る。次条において「公示日」という。)の属する年度前三年度内の各年度 た日 方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示され 該地方公共団体の区域に係る法第五条第一項の地域再生計画(同条第四項第五号に規定する地 団体は、法第五条第十八項(法第七条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当 は、○・四七に満たない都道府県又は○・七四に満たない市町村とする。 に係る地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定により算定した基準財 (地域再生法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十九号)の施行の日以後最初 地域再生法(以下「法」という。)第十七条の六に規定する総務省令で定める地方公共

(法第十七条の六に規定する総務省令で定める場合)

れぞれ当該各号に定める場合とする。

連結法人にあっては千九百万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、 四第八項第六号に規定する中小企業者及び同法第六十八条の九第八項第五号に規定する中小 和三十二年法律第二十六号)第十条第八項第五号に規定する中小事業者、同法第四十二条の 第 却設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税 業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額 又は増設した者について、当該特別償却設備の所在する都道府県が、当該特別償却設備を事 七号までに掲げるものに限る。)で取得価額の合計額が三千八百万円(租税特別措置法(昭 号から第七号まで又は法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十三条第一号から第 施設の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第六条第一 きは、その取り消された日の前日まで)の間に、法第五条第四項第五号に規定する特定業務 以後二年を経過する日まで(同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたと 務施設整備計画」という。)の認定を受けた同条第四項に規定する認定事業者(同条第一項 に基づき、同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(以下「特定業 (当該都道府県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。) のうち当該特別償 一号に掲げる事業を実施する者に限る。)であって、当該認定を受けた日から同日の翌日 公示日から平成三十二年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の規定

の規定に基づき、特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第四項に規定する認定事業者で 公示日から平成三十二年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項

をすることとしている場合

(法第十七条の六に規定する総務省令で定める地方公共団体)

第一条 地域再生法(以下「法」という。)第十七条の六に規定する総務省令で定める地方公共 団体は、法第五条第十八項(法第七条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当 項第二号に掲げる事業を実施する者について不均一課税をした場合にあっては、 課税をした場合にあっては、○・七八に満たない都道府県又は○・九○に満たない市町村、同 の三分の一の数値が、法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業を実施する者について不均一 係る地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定により算定した基準財政 方活力向上地域特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された 該地方公共団体の区域に係る法第五条第一項の地域再生計画(同条第四項第五号に規定する地 公示された日に限る。次条において「公示日」という。)の属する年度前三年度内の各年度に 日(地域再生法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十九号)の施行の日以後最初に 収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値を合算したもの たない都道府県又は○・七四に満たない市町村とする。 〇・四七に満

(法第十七条の六に規定する総務省令で定める場合)

法第十七条の六に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目ごとに、そ|第二条| 法第十七条の六に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目ごとに、そ れぞれ当該各号に定める場合とする。

備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について不均一課税をすることとして 該都道府県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該特別償却設 の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額(当 は増設した者について、当該特別償却設備の所在する都道府県が、当該特別償却設備を事業 結法人にあっては千九百万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又 第八項第六号に規定する中小企業者及び同法第六十八条の九第八項第五号に規定する中小連 三十二年法律第二十六号)第十条第八項第五号に規定する中小事業者、同法第四十二条の四 号までに掲げるものに限る。)で取得価額の合計額が三千八百万円(租税特別措置法 から第七号まで又は法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十三条第一号から第七 設の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第六条第一号 は、その取り消された日の前日まで)の間に、法第五条第四項第五号に規定する特定業務施 後二年を経過する日まで(同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたとき 施設整備計画」という。)の認定を受けた同条第四項に規定する認定事業者(同条第一項第 一号に掲げる事業を実施する者に限る。)であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以 に基づき、同条第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画(以下「特定業務 事業税 公示日から平成三十二年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の規定 (昭和

二 不動産取得税 公示日から平成三十二年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項 の規定に基づき、 特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第四項に規定する認定事業者で

課する不動産取得税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合 敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して、特別償却設備を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)につに、特別償却設備を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限いて、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限かった、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで(同日までに同条第あって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで(同日までに同条第

固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合的設家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課するかつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、国定資産税 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び三 固定資産税

固定資産税について不均一課税をすることとしている場合当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。) に対して課するかつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする質知資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、三 固定資産税 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び

(施行期日)

1 \mathcal{O} 省 令 は、 地 域 再 生 法 の — 部 を改 Ē する 法 律 0 施 行 0) 日 次 項及び第三項に おお ١ ر て 施 行 日

という。)から施行する。

(経過措置)

2 ک \mathcal{O} 省 令 に よる改 正 後 \mathcal{O} 地 域 再 生 法 第 + 七 条 0) 六 0 地 方公共 団体等を定 め る省 令 次 項 に お 7) て

新 地 域 再 生 省 令 と 7 う。 第 条 \mathcal{O} 規 定 は 施 行 日 以 後 に 設 備 を 新 設 L 又 は 増 設 L た 事 業

者 に 係 る 課 税 免 除 又 は 不 均 課 税 に 0 V て 適 用 し、 施 行 日 前 に 設 備 を 新 設 L 又 は 増 設 L た 事 業

者 に 係 る 不 均 課 税 に 0 1 7 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。

新 地 域 再 生 省 令 第二 条 \mathcal{O} 規 定 は 施 行 日 以 後 に 新 設 さ れ 又 は 増 設 さ れ る 設 備 に 0 1 て 適用 し、

3

施 行 日 前 に 新 設 さ れ 又 は 増 設 さ れ た 設 備 に 0 ** \ て は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。